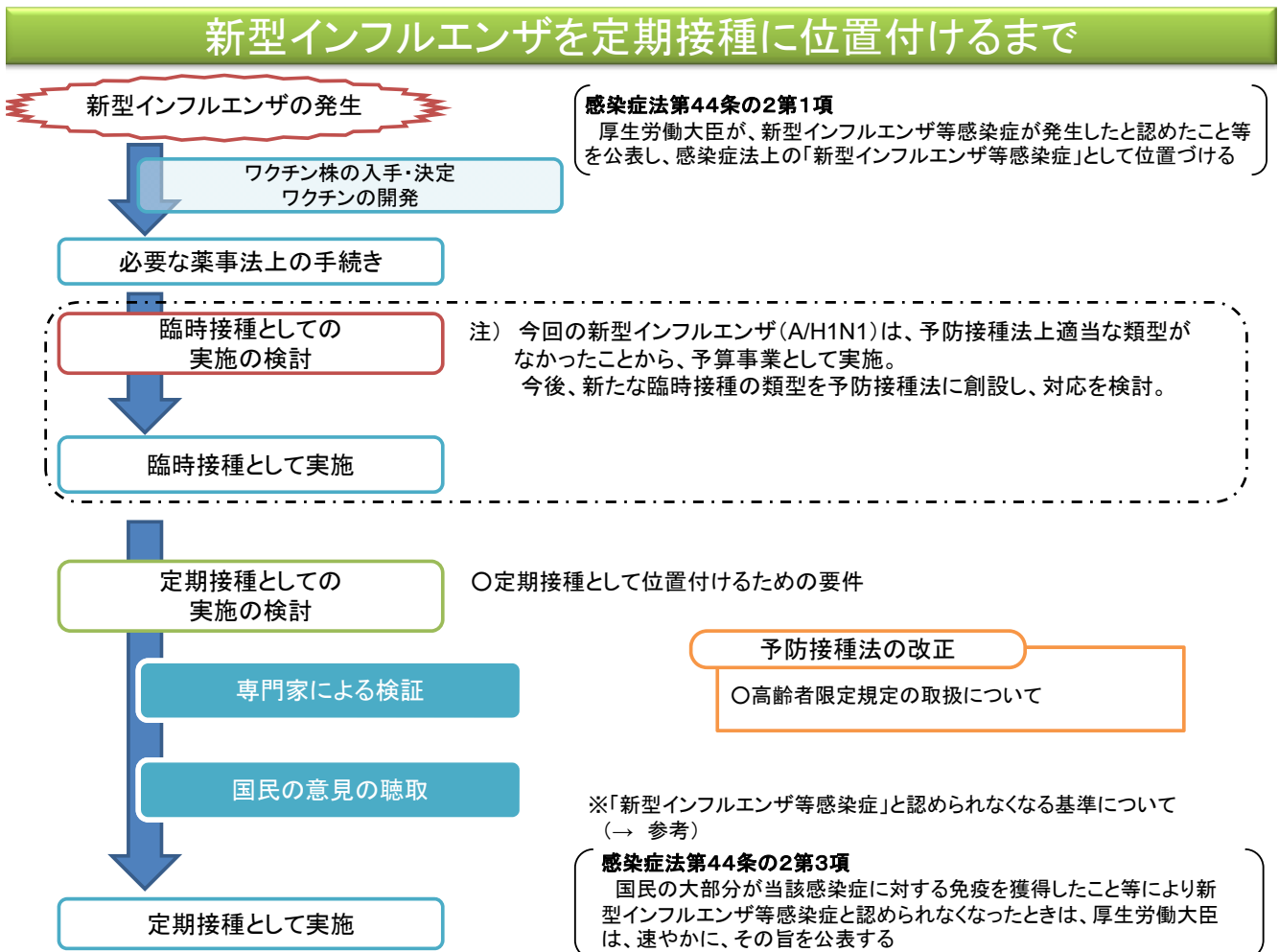


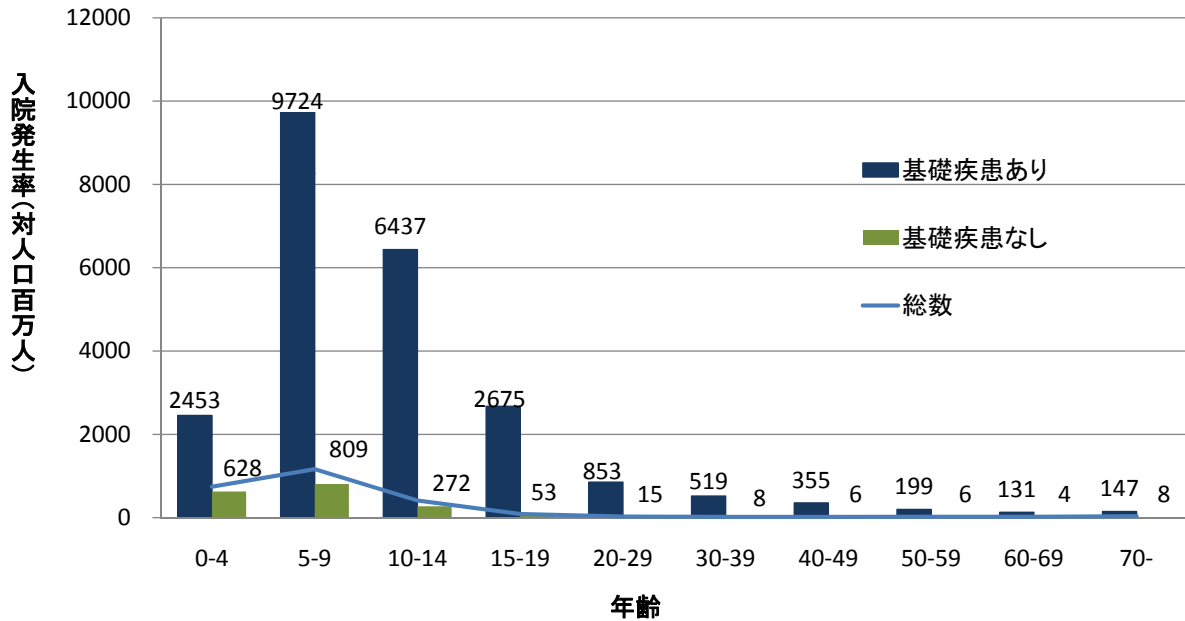
# 論点3

## 臨時接種として接種を実施した 新型インフルエンザの定期接種化



# 新型インフルエンザ(A/H1N1)による 年齢階級別・基礎疾患の有無別の入院発生率(推計)

年齢別入院患者数(人)／年齢別対象人口(推計)(人)



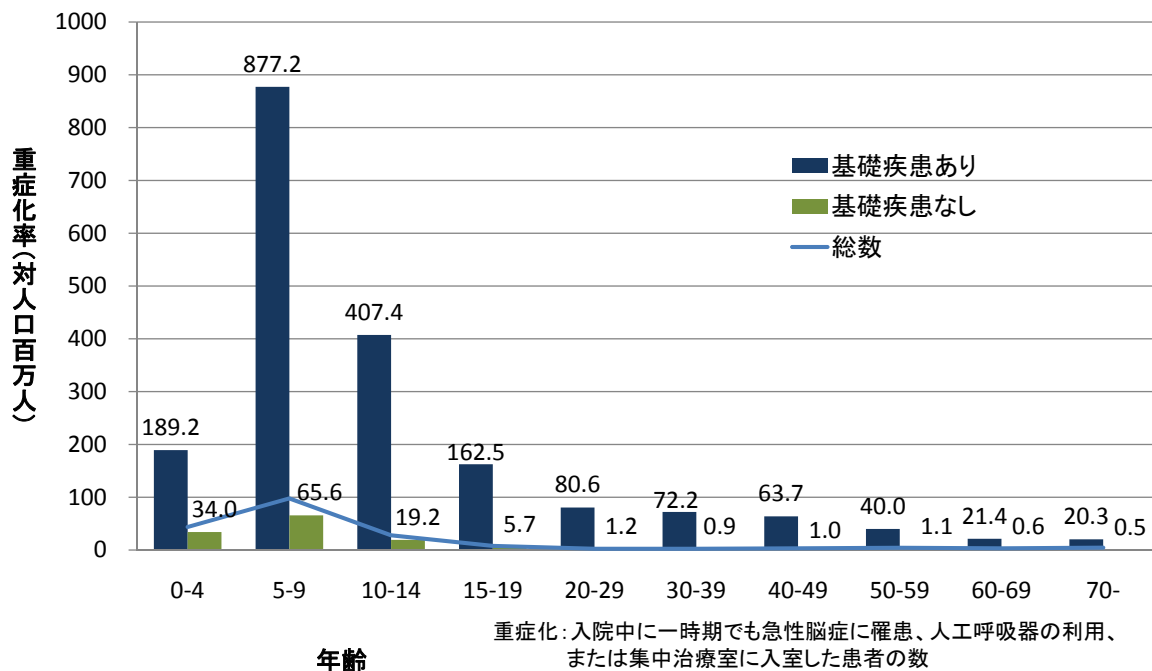
厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局作成

※7月28日時点で入院中の患者または7月29日以降 1月19日までに入院した患者の累計数

資料:総務省 統計局 年齢(5歳階級) 男女別推計人口 平成21年5月1日現在、厚生労働省大臣官房統計情報部 平成17年患者調査、厚生労働省 新型インフルエンザ対策推進本部 入院サーベイランス

# 新型インフルエンザ(A/H1N1)による 年齢階級別・基礎疾患の有無別の重症患者発生率(推計)

年齢別重症患者数(人)／年齢別対象人口(推計)(人)



重症化:入院中に一時期でも急性脳症に罹患、人工呼吸器の利用、または集中治療室に入室した患者の数

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局作成

※7月28日時点で重症の患者または7月29日以降1月19日までに重症と確認された患者の累計数

資料:同上

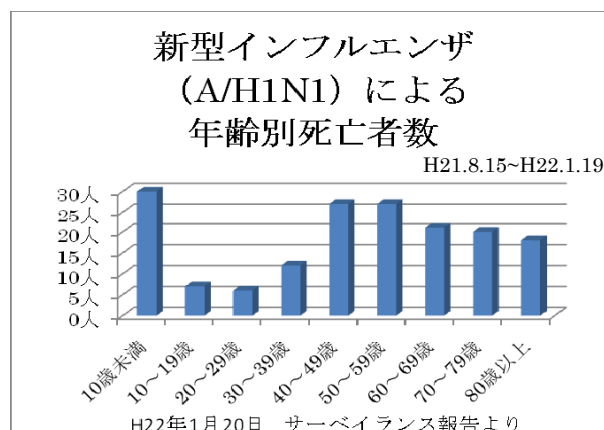
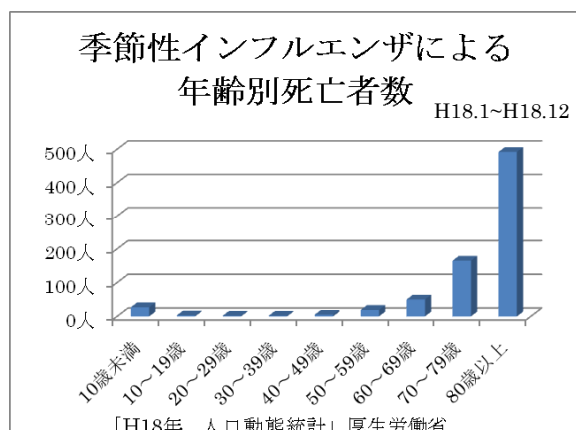
# 季節性インフルエンザと新型インフルエンザ(A/H1N1)による年齢別死亡者数の比較

## ○季節性インフルエンザを直接の死因とする年齢別死亡者数

	10歳未満	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上
季節性インフルエンザによる年齢別死亡者数(人)	27	3	2	2	5	19	50	165	492

## ○新型インフルエンザ(A/H1N1)を直接の死因とする年齢別死亡者数

	10歳未満	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上
新型インフルエンザ(A/H1N1)による年齢別死亡者数(人)	30	7	6	12	27	27	21	20	18



## 定期接種に位置付けるための要件について

### ○ 定期接種として位置づけるにあたっての評価について

一般的に予防接種法の定期接種に位置付けるためには、たとえば次のような項目について、審議会等において、専門家により検討が行われ、定期接種として実施することが妥当と評価されることが必要と考えられる。

#### <考えられる項目(案)>

#### A 疾病について

- ① 対象となる疾病の国内・外における発生状況
- ② 疾病の病原性や、罹患した場合の致死率・重篤化の頻度
- ③ 罹患した場合の治療法の有無

#### B ワクチンについて

- ① ワクチンの安全性  
(通常想定される副作用や稀に発生する副反応に対する評価等)
- ② ワクチンの有効性(発病、重症化予防、死亡リスクの軽減の効果等)
- ③ 市町村における予防接種の実施可能性  
(ワクチンの安定供給・確保等についての評価等)

#### C その他

- ① 公的予防接種事業として実施するに足る十分な費用対効果
- ② 接種に関し、国民の理解が得られていること

## (参考)インフルエンザの疫学調査の特性について

○ インフルエンザワクチンの有効性を評価するために疫学調査を実施する際には、たとえば以下のような点について留意が必要。

### 1 ワクチン株と流行株との違い

- ・ 選定され接種された株と、実際に流行する株とが必ずしも合致するとは限らず、合致しなかった場合には有効性の評価が困難。
- ・ また、流行株が、2シーズン連続して同一株であった場合に、昨シーズンに獲得した免疫を保有する者が被接種者に含まれているため有効性の評価が困難となることもある。

### 2 一定の流行規模の必要性

- ・ ワクチン株と流行株が一致した場合であっても、調査対象者の間で十分な流行が発生しなければ、発病防止効果や重症化防止効果といった有効性の評価を統計学的な有意差をもって示すことは困難となる。

## 現行のインフルエンザの定期接種の対象者について①

### 1 経緯

- 平成6年の予防接種法改正により、被接種者に対する義務は廃止され、努力義務規定が創設された。併せて、インフルエンザは予防接種法の対象疾病から除外された。
- その後、特別養護老人ホーム等における高齢者のインフルエンザ集団感染やその重症化、死亡が社会問題化したこと等を背景として、平成13年において、インフルエンザを2類疾病(努力義務なし)に位置付ける予防接種法改正案が国会に提出された。
- インフルエンザの定期接種の対象者については、高齢者に対する個人の発病防止、重症化防止の効果が認められることから、政令において対象者を高齢者に限定することを想定していたが、衆議院で法案修正が行われ、改正法附則第3条に高齢者に限定する旨の規定が設けられた。

## 現行のインフルエンザの定期接種の対象者について②

平成13年改正法附則第3条により、二類(インフルエンザ)の定期接種の対象者は高齢者に限定されている。

### ◎予防接種法の一部を改正する法律(平成13年法律第116号) 附 則 (インフルエンザに係る定期の予防接種に関する特例)

第三条 新法第三条第一項の規定によりインフルエンザに係る予防接種を行う場合については、当分の間、同項中「当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるもの」とあるのは、「当該市町村の区域内に居住する高齢者であつて政令で定めるもの」とする。



インフルエンザの定期接種については、第三条が下記のように読み替えられて、対象者が高齢者に限定される。

### ◎予防接種法(昭和23年法律第68号)(読み替えた場合)

第三条 市町村長は、一類疾病及び二類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する高齢者であつて政令で定めるものに対し、保健所長〔特別区及び地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市(第九条において「保健所を設置する市」という。)にあつては、都道府県知事とする。〕の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

### ◎予防接種法施行令(昭和23年法律第197号) 第一条の二 抜粋

インフルエンザ	一 六十五歳以上の者 二 六十歳以上六十五歳未満の者であつて、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
---------	--